

外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

平成21年10月 外務省 経済産業省

過去2度にわたる核実験(平成18年、平成21年)を始めとする北朝鮮を巡る諸般の事情を勘案し、外為法に基づく以下の2つの措置(閣議決定)について事後承認をいただくため、国会に付議。

- () 外為法第10条第1項に基づく我が国独自の対応措置については、同条第2項に基づき措置を講じた日から20日以内に国会に付議し、当該対応措置を講じたことについて国会の承認を求めなければならないこととされている。
- () 本年の通常国会でその国会付議を行った。衆議院で全会一致で承認されたものの、参議院で審議される前に衆議院解散に伴い審議未了・廃案となったため、臨時国会にて改めて付議。

1. 北朝鮮からの輸入の禁止

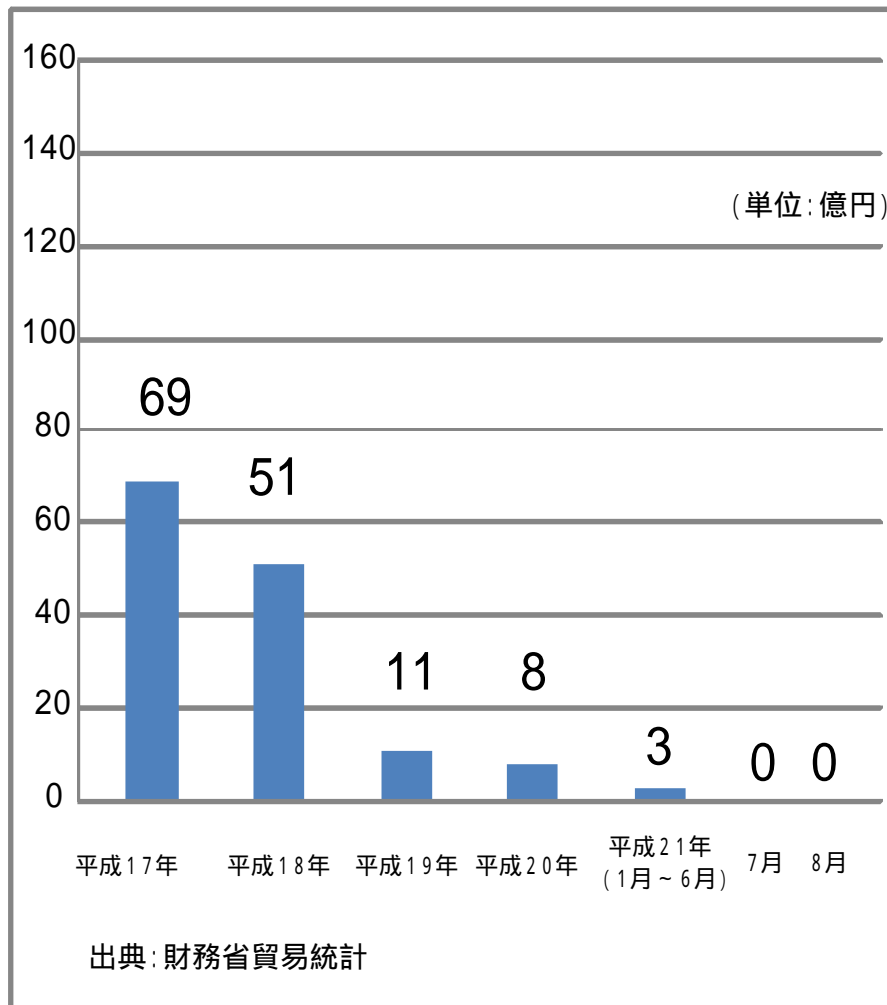
- 平成18年10月9日、北朝鮮が核実験を実施した旨を発表。
- このような状況を総合的に勘案し、平成18年10月13日、北朝鮮からの貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課すことによりすべての品目の輸入を禁止する閣議決定を行った(これまでに5回延長。本年4月10日に、措置を1年間延長する閣議決定)。

2. 北朝鮮への輸出の禁止

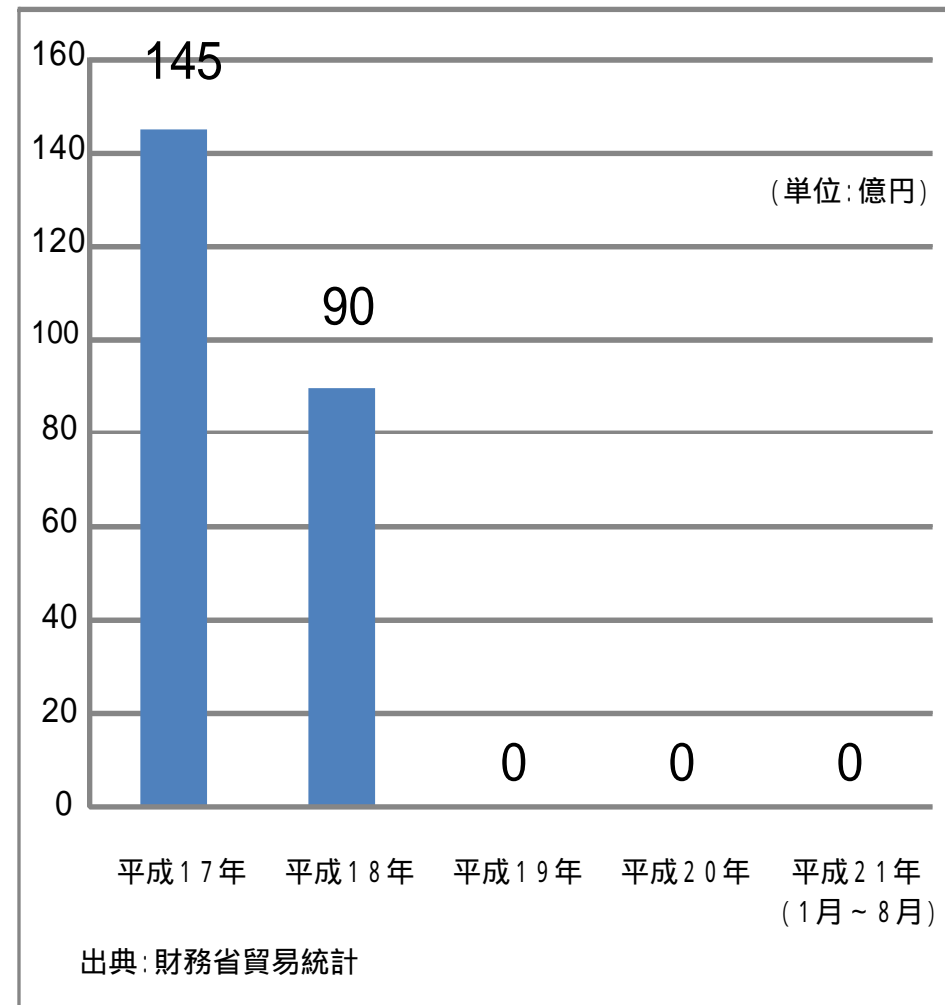
- 本年5月25日、北朝鮮が核実験を実施した旨を発表。
- このような状況を総合的に勘案し、本年6月16日、北朝鮮への貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課すことによりすべての品目の輸出を禁止する閣議決定を行った(輸入禁止措置とあわせ、来年4月13日を期限とする)。

(参考1) 日朝間の貿易動向

北朝鮮への輸出



北朝鮮からの輸入



(注) 平成18年から北朝鮮からの輸入を全面禁止するとともに北朝鮮への奢侈品の輸出を禁止。また、本年6月から北朝鮮への輸出を全面禁止。

(参考2) 我が国の主要な対北朝鮮措置

		現行の制裁措置	開始時期	担当省庁
モノ	輸出	大量破壊兵器関連物資の輸出禁止	平成18年11月	経済産業省
		奢侈品の輸出禁止	平成18年11月	
	北朝鮮を仕向地とするすべての品目の輸出禁止		平成21年6月	
	輸入	北朝鮮からのすべての品目の輸入禁止	平成18年10月	
カネ	支払等	北朝鮮のミサイル及び大量破壊兵器計画に関連すると認められる団体・個人に対する資金移転の防止	平成18年9月	財務省 (輸出入等に関するものは経済産業省)
		北朝鮮居住者に対する支払等の報告下限額の引下げ (3000万円 1000万円)	平成21年5月	財務省
	現金等の持ち出し	北朝鮮を仕向地とする現金等の持ち出しの届出下限額の引下げ (100万円 30万円)	平成21年5月	
運搬・移動手段		航空チャーター便の北朝鮮から我が国への乗り入れ禁止	平成18年7月	国土交通省
		北朝鮮籍船舶の全面入港禁止	平成18年10月	
ヒト	我が国への入国の制限	北朝鮮籍者の入国の原則禁止	平成18年10月	法務省
		対北朝鮮措置に違反した外国人船員・在日外国人の再入国等の原則不許可	平成21年6月	
	我が国から北朝鮮への渡航	我が国から北朝鮮への渡航自粛の要請	平成18年7月	外務省

(参考3) 外国為替及び外国貿易法(外為法) 第10条

第10条 我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるときは、閣議において、対応措置(この項の規定による閣議決定に基づき主務大臣により行われる第16条第1項、第21条第1項、第23条第4項、第24条第1項、第25条第4項、第48条第3項及び第52条の規定による措置をいう。)を講ずべきことを決定することができる。

2 政府は、前項の閣議決定に基づき同項の対応措置を講じた場合には、当該対応措置を講じた日から20日以内に国会に付議して、当該対応措置を講じたことについて国会の承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めなければならない。

3 政府は、前項の場合において不承認の議決があつたときは、速やかに、当該対応措置を終了させなければならない。

(参考4) 輸入禁止措置の閣議決定文(平成21年4月10日閣議決定)

外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る
対応措置について

平成21年4月10日
閣議決定

1. 我が国は、平成18年10月9日の北朝鮮による核実験を実施した旨の発表を始めとする我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、同年10月14日より北朝鮮からの輸入の禁止等の措置を実施しているところであるが、拉致、核、ミサイルといった諸懸案に対する北朝鮮の対応や、六者会合、国際連合安全保障理事会等における国際社会の動き等その後の我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)第10条に基づき、北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物について、引き続き、経済産業大臣の輸入承認義務を課することにより、輸入を禁止する。

2. また、当該措置に万全を期すため、引き続き、次の取引等を禁止する。

- (1) 原産地又は船積地域が北朝鮮であって第三国へ輸出する貨物の売買に関する取引(仲介貿易取引)
- (2) 輸入承認を受けずに行う原産地又は船積地域が北朝鮮である貨物の輸入の代金の支払

3. なお、上記措置のうち、人道目的等に該当するものについては、引き続き、措置の例外として取り扱うものとする。

4. 上記措置は、平成21年4月14日から平成22年4月13日までの間、実施するものとする。⁵

(参考5)輸出禁止措置の閣議決定文(平成21年6月16日閣議決定)

外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る
対応措置について

平成21年6月16日
閣議決定

1. 平成21年5月25日の北朝鮮による核実験を実施した旨の発表を始めとする我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)第10条第1項の規定に基づき、次の措置を講ずることとする。

(1) 北朝鮮を仕向地とするすべての貨物について、輸出を禁止する。

(2) 北朝鮮を仕向地とする第三国からの貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引(仲介貿易取引)を禁止する。

2. 人道目的等に該当するものについては、措置の例外として取り扱うものとする。

3. 上記措置は、平成21年6月18日から平成22年4月13日までの間、実施するものとする。